

富山大学総合情報基盤センターeduroam サービス利用要項

令和2年3月17日制定

(趣旨)

第1条 この要項は、富山大学総合情報基盤センター規則第12条の規定に基づき、富山大学総合情報基盤センター（以下「センター」という。）が提供する eduroam サービス（大学共同利用機関法人情報・システム研究機構が実施する学術無線 LAN ローミング基盤サービス（eduroam サービス）に加入し、センターが提供するサービスをいう。以下「本サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 本サービスを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 富山大学が発行する識別番号の管理に関する規則第2条第1項第3号に規定する総合情報基盤センター情報システム利用ユーザIDを発行された者（以下「学内利用者」という。）
- (2) eduroam サービスに加入する本学以外の機関（以下「他機関」という。）において eduroam サービスに登録された者（以下「他機関利用者」という。）

(適用範囲)

第3条 この要項は、次に掲げる場合に適用する。

- (1) 学内利用者が、本サービスを利用する場合
- (2) 学内利用者が、他機関で eduroam サービスを利用する場合
- (3) 他機関利用者が、本サービスを利用する場合

(利用者の義務)

第4条 学内利用者及び他機関利用者（以下「利用者」という。）は、本サービスを利用するに当たり、本要項を遵守しなければならない。

- 2 学内利用者が他機関において eduroam サービスを利用する場合、本要項に加え、当該他機関が定める eduroam サービス関連規程を遵守しなければならない。
- 3 利用者は、セキュリティに関する設定及び必要な措置を講じなければならない。
- 4 利用者は、本サービス利用中にインシデントが発生した場合は、速やかに本サービスの利用を中止し、センターに届け出なければならない。学内利用者が他機関において eduroam サービス利用中にインシデントが発生した場合は、当該他機関の管理部署に届け出なければならない。

(禁止事項)

第5条 利用者は、本サービスの利用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の利用者又は第三者に不利益を与える行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 法令又は本要項に違反し、又は違反するおそれのある行為
- (4) その他センター長が不適切と判断する行為

(本サービスの利用の停止)

第6条 センター長は、利用者が次のいずれかに該当した場合、ただちに当該利用者の本サービスの利用を停止することができる。

- (1) 利用者が、前条に規定する禁止事項を行った場合
- (2) 利用者が、本サービスの運用に重大な支障を及ぼした場合又はその恐れがあるとセンター長が判断した場合
- (3) その他センター長が本サービスの利用を停止すべきと判断した場合

(本サービスの運用の停止及び廃止)

第7条 センター長は、次に掲げる場合、利用者に事前に通告することなく、本サービスの運用を停止することができる。

- (1) 本サービスに障害が発生し、停止せざるを得ない場合
- (2) 本サービスの運用に必要な設備の保守又は点検を行う場合
- (3) その他センター長が本サービスの運用停止が必要と判断した場合

2 センター長は、本サービスの運用継続が困難になった場合、利用者に事前の通告を行わずに本サービスを廃止することができる。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、本サービスの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。